

令和6年度新規採用事務職員等事務連絡会（質疑応答集）

□ 組合員資格について

1 加入資格（組合員資格の喪失）

質 疑	回 答
<p>令和6年度から、現職組合員の資格条件に「当該年度末時点で定年年齢以下の者」が追加され、定年年齢を超える方は、令和6年度は特例措置で加入することができますが、令和7年度は、任用形態にかかわらず、年齢の条件は同じですか。</p>	<p>年齢の条件は同じです。</p> <p>任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員、外国語指導講師（ALT）の方は年度末年齢が、定年制常勤職員の定年の年齢以下の場合、加入することができます。</p> <p>なお、特例措置は、令和7年度はありません。</p>

2 人事異動等に伴う組合員資格の取り扱い

質 疑	回 答
<p>一般組合員の者が、年度末人事異動の際、採用試験に合格し、退職手当が支給されずに、県立学校から政令市の小学校に移りました。</p> <p>年度末に互助組合退会時手続きとして「退職慰労金等金請求書」を提出していません。</p> <p>互助組合の組合員資格は、継続しているのでしょうか。</p>	<p>退職手当が支給されずに、移る場合は、互助組合員の資格は継続されます。</p> <p>組合員番号が変更になる等の理由で、人事給与システム（電算処理）において、組合員履歴が反映されないことがありますので、その際は、互助組合までご連絡ください。</p> <p>「教職員互助組合掛金及び貸付弁済金内訳書」の「加入年月」欄で確認することができます。加入年月が、移られた年月になっている場合は、新規加入者としての扱いになっています。</p>